

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
項目	頁
III-3-1-3-1 <u>本人確認、疑わしい取引の届出義務</u>	
(中略)	(中略)
III-3-1-3 組織犯罪等への対応	III-3-1-3 組織犯罪等への対応
III-3-1-3-1 <u>本人確認、疑わしい取引の届出義務</u>	III-3-1-3-1 <u>取引時確認、疑わしい取引の届出義務</u>
III-3-1-3-1-1 意義	III-3-1-3-1-1 意義
(1) 総論 公共性を有し、経済的に重要な機能を営む銀行が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。銀行が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全行的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく <u>本人確認</u> 及び <u>「疑わしい取引」</u> の届出に関する内部管理態勢を構築することが重要である。	(1) 総論 公共性を有し、経済的に重要な機能を営む銀行が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融や、 <u>テロ資金供与</u> 、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあることはないことである。銀行が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全行的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく <u>取引時確認</u> 及び <u>疑わしい取引</u> の届出に関する内部管理態勢を構築することが求められている。
(2) 「犯収法」制定の経緯等 ① 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和57年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成4年には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。 ② また、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の変遷をみると、昭和63年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に <u>本人確認</u> や <u>疑わしい取引</u> の届出が	(2) 「犯収法」制定・改正の経緯等 ① 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和57年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成4年には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。 ② また、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の変遷をみると、昭和63年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に <u>本人特定事項の確認</u> や <u>疑わしい取</u>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。</p> <p>③ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成9年9月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。</p> <p>この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成12年2月から組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組犯法」という。）が施行されている。</p> <p>④ 他方、平成13年9月の米国の同時多発テロ以降の、<u>テロリズムへの資金供与</u>に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、<u>テロリズムに対する資金供与</u>の疑いがある取引についても組犯法の「<u>疑わしい取引</u>」の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「本人確認法」という。）が施行された。</p> <p>(注) その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成16年12月に本人確認法が改正され（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称）、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成20年6月施行、以下「振り込め詐欺救済法」という。）において、金融機関は、「振り込め詐欺」に限らず、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為全般に関して、振込先として利用された預金口座等（犯罪利用預金口座等）である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずること等が求められている。</p> <p>⑤ さらに、近年におけるテロ資金その他の犯罪収益の流通に係る国内の実態及びFATF勧告に基づく国際的な対策強化の動向にかんがみ、本人確認法及び組犯法第5章を母体として、本人確認及び「<u>疑わしい取引</u>」</p>	<p>引の届出が求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。</p> <p>③ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成9年9月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。</p> <p>この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成12年2月から組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組犯法」という。）が施行されている。</p> <p>④ 他方、平成13年9月の米国の同時多発テロ以降の、<u>テロ資金供与</u>に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、<u>テロ資金供与の疑い</u>がある取引についても組犯法の「<u>疑わしい取引</u>」の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「本人確認法」という。）が施行された。</p> <p>(注) その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成16年12月に本人確認法が改正され（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称）、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成20年6月施行、以下「振り込め詐欺救済法」という。）において、金融機関は、「振り込め詐欺」に限らず、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為全般に関して、振込先として利用された預金口座等（犯罪利用預金口座等）である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずること等が求められている。</p> <p>⑤ そして、近年におけるテロ資金その他の犯罪収益の流通に係る国内の実態及びFATF勧告に基づく国際的な対策強化の動向にかんがみ、本人確認法及び組犯法第5章を母体として、本人特定事項の確認及び疑わ</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>の届出の義務対象事業者を金融機関等以外にも広げること等を定めた犯収法の規定が、平成 20 年 3 月から新たに施行されることとなった。 (新設)</p> <p>(3) 我国の組織犯罪規制等の概要と金融機関のコンプライアンスにとっての意義</p> <p>① 我国の組織犯罪規制は、組犯法における組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関にも適用）及び犯罪収益の没収・追徴の規定等並びに犯収法における金融機関を含めた特定事業者に対する顧客等に対する本人確認及び「疑わしい取引」の届出の義務付け等からなる（なお、平成 15 年 1 月から施行されている改正外為法においても、一定の本人確認義務が課されていることにも留意する必要がある。）。</p> <p>② 組犯法及び犯収法は、組織的犯罪に対する刑法としての意義、及び、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダーリング）規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、金融機関にとっては、</p> <p>イ. 顧客等の本人確認・取引記録の作成・保存義務は、テロ資金の提供が金融機関を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進であり、「マネー・ローンダーリング防止」を単なる「本人確認」等の事務手続きの問題からコンプライアンスの問題（金融機関が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献することを防ぐための態勢整備）へと位置付け直すとともに、</p> <p>ロ. いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する全行的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になったという点で極めて重要な意義を有するものである。</p> <p>③ 金融機関においては、犯収法が広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構</p>	<p>しい取引の届出の義務対象事業者を金融機関等以外にも広げること等を定めた犯収法の規定が、平成 20 年 3 月に施行された。</p> <p>⑥ さらに、最近のマネー・ローンダーリングを巡る犯罪への対策や F A T F 勧告に基づく対策の一層の強化を図る観点から、平成 23 年 4 月に、取引時の確認事項の追加並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備等を定めた改正犯収法が成立し、平成 25 年 4 月から施行されることとなった。</p> <p>(3) 我国の組織犯罪規制等の概要と金融機関のコンプライアンスにとっての意義</p> <p>① 我国の組織犯罪規制は、組犯法における組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関にも適用）及び犯罪収益の没収・追徴の規定等並びに犯収法における金融機関を含めた特定事業者に対する取引時確認及び疑わしい取引の届出の義務付け等からなる（なお、平成 15 年 1 月から施行されている改正外為法においても、一定の本人特定事項の確認義務が課されていることにも留意する必要がある。）。</p> <p>② 組犯法及び犯収法は、組織的犯罪に対する刑法としての意義、及び、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダーリング）規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、金融機関にとっては、</p> <p>イ. 取引時確認や確認記録、取引記録の作成・保存義務は、テロ資金の提供が金融機関を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進であり、「マネー・ローンダーリング防止」を単なる取引時確認等の事務手続きの問題からコンプライアンスの問題（金融機関が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献することを防ぐための態勢整備）へと位置付け直すとともに、</p> <p>ロ. いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する全行的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になったという点で極めて重要な意義を有するものである。</p> <p>③ 金融機関においては、犯収法が広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築す</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>築する必要がある。</p> <p>④ 更に、振り込め詐欺救済法は、犯罪利用預金口座等について、被害者の財産的被害の迅速な回復に資する観点から、残された資金を被害者に分配するための手続を規定するものであるが、金融機関にとっては、従来、預金規定に基づいて行っていた口座の取引停止等の措置が法的に求められることとなった点において、適切な口座管理の観点から、極めて重要な意義を有する。金融機関においては、不正利用口座に係る取引停止等の措置を、事務手続きの問題ではなくコンプライアンスの問題として位置付け、迅速かつ適切に実施するための態勢を整備していく必要がある。</p>	<p>る必要がある。</p> <p>④ 更に、振り込め詐欺救済法は、犯罪利用預金口座等について、被害者の財産的被害の迅速な回復に資する観点から、残された資金を被害者に分配するための手續を規定するものであるが、金融機関にとっては、従来、預金規定に基づいて行っていた口座の取引停止等の措置が法的に求められることとなった点において、適切な口座管理の観点から、極めて重要な意義を有する。金融機関においては、不正利用口座に係る取引停止等の措置を、事務手続きの問題ではなくコンプライアンスの問題として位置付け、迅速かつ適切に実施するための態勢を整備していく必要がある。</p>
<p>（4）金融サービス濫用防止にとっての意義</p> <p>各金融機関が、犯収法により義務付けられた本人確認等や疑わしい取引の届出、盜難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪等による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</p> <p>特に、国際的かつ全国的に活動する主要行等においては、国際社会の厳しい要請に応えていく必要があるとともに、組織犯罪の多い都市部に集中して業務展開をしていることなどから「振り込め詐欺」等の組織犯罪に「利用されやすい」というリスク特性を有することにも留意する必要がある。</p>	<p>（4）金融サービス濫用防止にとっての意義</p> <p>各金融機関が、犯収法により義務付けられた取引時確認等や疑わしい取引の届出、盜難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪等による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</p> <p>特に、国際的かつ全国的に活動する主要行等においては、国際社会の厳しい要請に応えていく必要があるとともに、組織犯罪の多い都市部に集中して業務展開をしていることなどから「振り込め詐欺」等の組織犯罪に「利用されやすい」というリスク特性を有することにも留意する必要がある。</p>
<p>III-3-1-3-1-2 主な着眼点</p> <p>銀行の業務に関して、犯収法による本人確認及び疑わしい取引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p>	<p>III-3-1-3-1-2 主な着眼点</p> <p>銀行の業務に関して、犯収法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>（注）取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(1) 「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① 適切な従業員採用方針や顧客受入方針を有しているか。</p> <p>② コルレス契約について、顧客基盤、業務内容、現地における監督体制、架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及び架空銀行との取引を行っていないことの確認等を通じて、コルレス先を適正に評価した上で、上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に判断する態勢が整備されているか。</p>	<p>法に関する留意事項について」（24年10月金融庁）を参考にすること。</p> <p>(1) 取引時確認や疑わしい取引の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① 適切な従業員採用方針や顧客受入方針を有しているか。</p> <p>② コルレス契約について、犯収法第10条および犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第25条に基づき、以下の体制が整備されているか。</p> <p>（注）犯収法施行規則第25条の「外国所在為替取引業者との間で委託契約又は受託契約を締結して為替取引を行う場合」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託契約又は受託契約（コルレス契約）を締結して為替取引を行う場合をいう。</p> <p>イ. コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集に努め、コルレス先を適正に評価した上で、上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断しているか。</p> <p>ロ. コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか。</p> <p>ハ. コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認することとしているか。</p> <p>また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>③ 「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を含む顧客管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知が行われるとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修が行われているか。</p> <p>④ 「本人確認」や「疑わしい取引」の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢(方針・方法・情報管理体制等)が整備されているか。</p> <p>⑤ 本人確認や顧客管理の中で、公的地位等の顧客属性に照らして、問題等が認められた顧客や取引等について、上級管理職による意思決定を含め適正に管理・対応するための態勢を有しているか。</p> <p>⑥ 「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を含めた顧客管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。</p> <p>(2) 「疑わしい取引の届出」を行うに当たって、顧客の属性、取引時の状況その他銀行の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。 特に、「疑わしい取引の届出」のための態勢整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① 銀行の行っている業務内容・業務に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているか。</p> <p>② 上記態勢整備に当たっては、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダーリング対策に非協力的な国・地域）、公的地位、顧客が行っている事業等の顧客属性や、外為取引と国内取引との別、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか。</p> <p>(3) 銀行が過去に取得した本人確認情報について信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合等には、本人確認書類の再提出を求めるなどして、本人確認の再確認を行う態勢が整備されているか。</p>	<p>③ 取引時確認や確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出を含む顧客管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知が行われるとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修が行われているか。</p> <p>④ 取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢(方針・方法・情報管理体制等)が整備されているか。</p> <p>⑤ 取引時確認や顧客管理の中で、公的地位等の顧客属性に照らして、問題等が認められた顧客や取引等について、上級管理職による意思決定を含め適正に管理・対応するための態勢を有しているか。</p> <p>⑥ 取引時確認や疑わしい取引の届出を含めた顧客管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダーリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。</p> <p>(2) 疑わしい取引の届出を行うに当たって、顧客の属性、取引時の状況その他銀行の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。 特に、疑わしい取引の届出のための態勢整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① 銀行の行っている業務内容・業務に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているか。</p> <p>② 上記態勢整備に当たっては、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダーリング対策に非協力的な国・地域）、公的地位、顧客が行っている事業等の顧客属性や、外為取引と国内取引との別、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか。</p> <p>(3) 下記イ.～ハ.のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(4) 口座の不正利用等を防止するため、預金の支払や口座開設等に当たって、必要に応じ、本人確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されているか。また、口座の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付けて銀行の預金口座に振込みを請求したりするなど、預金口座を不正に利用した悪質な事例が大きな社会問題となっている。また、犯罪資金の払出は被害者の財産的被害の回復を困難ならしめるものである。これらを踏まえ、被害にあった顧客からの届出等、口座の不正利用に関する情報を速やかに受け付ける体制を整備するとともに、こうした情報等を活用して、預金規定や振り込め詐欺救済法に定められている預金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座等についても、取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講ずることとしているか。</p> <p>(5) 振込みを利用した犯罪行為の被害者の財産的被害を迅速に回復するため、振り込め詐欺救済法に規定する犯罪利用預金口座等に係る預金等債権の消滅手続や、振込利用犯罪行為の被害者に対する被害回復分配金の</p>	<p>態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</p> <p>ロ. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</p> <p>ハ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</p> <p>(4) 口座の不正利用等を防止するため、預金の支払や口座開設等に当たって、必要に応じ、取引時確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されているか。また、口座の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付けて銀行の預金口座に振込みを請求したりするなど、預金口座を不正に利用した悪質な事例が大きな社会問題となっている。また、犯罪資金の払出は被害者の財産的被害の回復を困難ならしめるものである。これらを踏まえ、被害にあった顧客からの届出等、口座の不正利用に関する情報を速やかに受け付ける体制を整備するとともに、こうした情報等を活用して、預金規定や振り込め詐欺救済法に定められている預金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座等についても、取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講ずることとしているか。</p> <p>(5) 振込みを利用した犯罪行為の被害者の財産的被害を迅速に回復するため、振り込め詐欺救済法に規定する犯罪利用預金口座等に係る預金等債権の消滅手続や、振込利用犯罪行為の被害者に対する被害回復分配金の</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>支払手続等について、社内規則で明確に定めることなどにより、円滑かつ速やかに処理するための態勢を整備しているか。その際、消滅手続期間中における被害申出者に対し、支払申請に関し利便性を図るための措置を、また、被害が疑われる者に対し、支払手続実施等について周知するため、必要な情報提供その他の措置を、適切に講ずるものとしているか。</p> <p>(6) 預金口座の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的な事案毎に、銀行に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</p> <p>(7) 盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するため、窓口での預金の支払等に当たって、必要に応じ本人確認を行う態勢が整備されているか。また、通帳の印影から印鑑の偽造を防止するための措置を講じているか。</p> <p>不正払戻しの被害にあった顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、損失の補償については、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（以下「預貯金者保護法」という。）の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、約款、顧客対応方針等において統一的な対応を定めるほか、真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか。</p> <p>不正払戻しに関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。</p> <p>(注) 不正払戻し発生防止に向けた施策が、顧客利便を大きく損なうことのないよう配慮する必要がある。</p>	<p>支払手続等について、社内規則で明確に定めることなどにより、円滑かつ速やかに処理するための態勢を整備しているか。その際、消滅手続期間中における被害申出者に対し、支払申請に関し利便性を図るための措置を、また、被害が疑われる者に対し、支払手続実施等について周知するため、必要な情報提供その他の措置を、適切に講ずるものとしているか。</p> <p>(6) 預金口座の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的な事案毎に、銀行に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</p> <p>(7) 盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するため、窓口での預金の支払等に当たって、必要に応じ取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、通帳の印影から印鑑の偽造を防止するための措置を講じているか。</p> <p>不正払戻しの被害にあった顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、損失の補償については、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（以下「預貯金者保護法」という。）の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、約款、顧客対応方針等において統一的な対応を定めるほか、真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか。</p> <p>不正払戻しに関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。</p> <p>(注) 不正払戻し発生防止に向けた施策が、顧客利便を大きく損なうことのないよう配慮する必要がある。</p>

III-3-1-3-1-3 監督手法・対応

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>検査結果、不祥事件等届出書、盜難通帳に係る犯罪発生報告書等により、上記（1）から（7）の着眼点等に照らして<u>本人確認義務</u>及び疑わしい取引の届出義務の確実な履行、盜難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第24条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第26条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、<u>本人確認義務</u>及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第27条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「預金等の不正な払戻しへの対応」について（平成20年2月19日：全国銀行協会） <p>（中略）</p> <p>III-3-3-1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢</p> <p>III-3-3-1-1 意義</p> <p>（略）</p>	<p>検査結果、不祥事件等届出書、盜難通帳に係る犯罪発生報告書等により、上記（1）から（7）の着眼点等に照らして<u>取引時確認義務</u>及び疑わしい取引の届出義務の確実な履行、盜難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第24条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第26条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、<u>取引時確認義務</u>及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第27条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「預金等の不正な払戻しへの対応」について（平成20年2月19日：全国銀行協会） <p>（中略）</p> <p>III-3-3-1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢</p> <p>III-3-3-1-1 意義</p> <p>（略）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
III-3-3-1-2 主な着眼点 (1)～(6) (略) (7) 苦情等処理機能の充実・強化 ①・② (略) ③ 反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。 イ. (略) ロ. 与信取引関連も含め、犯収法に基づく <u>「疑わしい取引」</u> の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 (8) (略)	III-3-3-1-2 主な着眼点 (1)～(6) (略) (7) 苦情等処理機能の充実・強化 ①・② (略) ③ 反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。 イ. (略) ロ. 与信取引関連も含め、犯収法に基づく <u>疑わしい取引</u> の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 (8) (略)
III-3-3-1-3 監督手法・対応 (中略)	III-3-3-1-3 監督手法・対応 (中略)
III-3-4-2 プライベートバンキング等の留意点等	III-3-4-2 プライベートバンキング等の留意点等
III-3-4-2-1 意義 (略)	III-3-4-2-1 意義 (略)
III-3-4-2-2 主な着眼点 (1)～(4) (略) (5) マネー・ローンダリング及び疑わしい取引等を検出・排除する態勢の構築	III-3-4-2-2 主な着眼点 (1)～(4) (略) (5) マネー・ローンダリング及び疑わしい取引等を検出・排除する態勢の構築

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>① 顧客の資産背景、資金源泉、取引関係者等の相互関係、並びに、個別に取り組まれる金融取引等の真の取引目的や取引背景を的確かつ十分に把握し、<u>本人確認事務の確実な実行と、顧客及び取引等の適否について十分な審査が適時・適切に行われる態勢となっているか。</u> ②・③ (略)</p> <p>III-3-4-2-3 監督手法・対応 (中略)</p> <p>III-3-6 事務リスク III-3-6-1 意義 (略)</p> <p>III-3-6-2 主な着眼点 (1) 事務リスク管理態勢 ①～③ (略) ④ <u>本人確認事務、疑わしい取引の届出事務等の重要な法務コンプライアンス問題を、単なる事務処理の問題と捉えるにとどまらず、全行的な法務コンプライアンスの問題としての処理を行っているか。</u> (2)～(5) (略)</p> <p>III-3-6-3 監督手法・対応 (中略)</p> <p>III-3-8 インターネットバンキング</p>	<p>① 顧客の資産背景、資金源泉、取引関係者等の相互関係、並びに、個別に取り組まれる金融取引等の真の取引目的や取引背景を的確かつ十分に把握し、<u>取引時確認事務の確実な実行と、顧客及び取引等の適否について十分な審査が適時・適切に行われる態勢となっているか。</u> ②・③</p> <p>III-3-4-2-3 監督手法・対応 (中略)</p> <p>III-3-6 事務リスク III-3-6-1 意義 (略)</p> <p>III-3-6-2 主な着眼点 (1) 事務リスク管理態勢 ①～③ (略) ④ <u>取引時確認事務、疑わしい取引の届出事務等の重要な法務コンプライアンス問題を、単なる事務処理の問題と捉えるにとどまらず、全行的な法務コンプライアンスの問題としての処理を行っているか。</u> (2)～(5) (略)</p> <p>III-3-6-3 監督手法・対応 (中略)</p> <p>III-3-8 インターネットバンキング</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
III-3-8-1 意義 (略)	III-3-8-1 意義 (略)
III-3-8-2 主な着眼点 (1)～(3) (略) (4) その他 インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえた、 <u>本人確認</u> 等の顧客管理態勢の整備が図られているか。 インターネットバンキングに関し、外部委託がなされている場合、外部委託に係るリスクを検討し、必要なセキュリティ対策が講じられているか。 (参考) (略)	III-3-8-2 主な着眼点 (1)～(3) (略) (4) その他 インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえた、 <u>取引時確認</u> 等の顧客管理態勢の整備が図られているか。 インターネットバンキングに関し、外部委託がなされている場合、外部委託に係るリスクを検討し、必要なセキュリティ対策が講じられているか。 (参考) (略)
III-3-8-3 監督手法・対応 (中略)	III-3-8-3 監督手法・対応 (中略)
III-3-10 海外業務管理	III-3-10 海外業務管理
III-3-10-1 意義 内外の金融機関の巨額損失事件等の発生に象徴されるように、銀行の業務や提供する金融サービスがクロスボーダーに展開され、様々なリスクを伴う今日、当該業務を所管する銀行本部（国内）の経営管理・業務統括管理部署等は、海外の営業拠点（支店、現地法人等）の業務運営の状況を統括的に監督・管理する態勢を整備し、堅持することが、より一層重要になっている。	III-3-10-1 意義 内外の金融機関の巨額損失事件等の発生に象徴されるように、銀行の業務や提供する金融サービスがクロスボーダーに展開され、様々なリスクを伴う今日、当該業務を所管する銀行本部（国内）の経営管理・業務統括管理部署等は、海外の営業拠点（支店、現地法人等）の業務運営の状況を統括的に監督・管理する態勢を整備し、堅持することが、より一層重要になっている。

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>また、FATF勧告等に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</p>
III-3-10-2 主な着眼点 (1)～(3) (略) (新規)	<p>III-3-10-2 主な着眼点 (1)～(3) (略) <u>(4) 海外営業拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の態勢の整備</u> ① 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。 (注) 特に、FATF勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。 ② 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。 ③ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供するよう努めているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該国・地域</u> ・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由</u> ・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</u> </p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
III-3-10-3 監督手法・対応 (中略)	III-3-10-3 監督手法・対応 (中略)
III-4-4 障がい者等に配慮した金融サービスの提供	III-4-4 障がい者等に配慮した金融サービスの提供
III-4-4-1 意義 (略)	III-4-4-1 意義 (略)
III-4-4-2 主な着眼点 (1) (略) (2) 業務運営態勢等 ①・② (略) ③ <u>本人確認</u> について <u>本人確認資料</u> として障がい者手帳が利用されている場合は、本監督指針「III-3-3-3 顧客等に関する情報管理態勢」を参照する。 ④～⑥ (略) (3) (略)	III-4-4-2 主な着眼点 (1) (略) (2) 業務運営態勢等 ①・② (略) ③ <u>本人特定事項の確認</u> について <u>本人確認書類</u> として障がい者手帳が利用されている場合は、本監督指針「III-3-3-3 顧客等に関する情報管理態勢」を参照する。 ④～⑥ (略) (3) (略)
III-4-4-3 監督手法・対応 (中略)	III-4-4-3 監督手法・対応 (中略)
VI 外国銀行支店の監督	VI 外国銀行支店の監督

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
VI-1 意義 (略)	VI-1 意義 (略)
VI-2 主な着眼点 (1)～(5) (略) (6) 苦情処理機能の充実・強化 ① (略) ② 反社会的勢力との絶縁など、民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。特に、送金・資金決済業務、与信関連取引を含め、犯収法に基づく「 <u>疑わしい取引</u> 」の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 (7)～(10) (略)	VI-2 主な着眼点 (1)～(5) (略) (6) 苦情処理機能の充実・強化 ① (略) ② 反社会的勢力との絶縁など、民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。特に、送金・資金決済業務、与信関連取引を含め、犯収法に基づく <u>疑わしい取引</u> の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 (7)～(10) (略)
VI-3 監督手法・対応 (中略)	VI-3 監督手法・対応 (中略)
VII-1-5 有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点 (1) (略) (2) 免許審査及び免許付与後の監督上の主な着眼点 ① 免許審査において確認すべき事項 イ. 以下に掲げる事項について、無店舗営業であっても適切に対応し得るための態勢が整備されているか。 a.～d. (略)	VII-1-5 有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点 (1) (略) (2) 免許審査及び免許付与後の監督上の主な着眼点 ① 免許審査において確認すべき事項 イ. 以下に掲げる事項について、無店舗営業であっても適切に対応し得るための態勢が整備されているか。 a.～d. (略)

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>e. マネー・ローンダリング防止等の組織犯罪への対応の観点から の<u>本人確認義務</u>及び<u>疑わしい取引の届出の履行</u></p> <p>口. ~二. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>e. マネー・ローンダリング防止等の組織犯罪への対応の観点から の<u>取引時確認義務</u>及び<u>疑わしい取引の届出の履行</u></p> <p>口. ~二. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(中略)</p>
VIII-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査	VIII-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査
(略)	(略)
(1) ~ (5) (略)	(1) ~ (5) (略)
(6) 社内規則に係る主な留意点（施行規則第34条の37第3号ニ） 銀行代理業者は、銀行代理業に関する社内規則を定める必要があるが、許可の審査において社内規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。 ①～④ (略) ⑤ <u>本人確認の方法</u> 社内規則に、 <u>犯収法</u> 、外為法に基づく <u>本人確認</u> 、 <u>犯収法</u> に基づく「 <u>疑わしい取引</u> 」の届出が適切に行われる体制整備について具体的に定められているか。 ⑥～⑧ (略)	(6) 社内規則に係る主な留意点（施行規則第34条の37第3号ニ） 銀行代理業者は、銀行代理業に関する社内規則を定める必要があるが、許可の審査において社内規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。 ①～④ (略) ⑤ <u>取引時確認の方法</u> 社内規則に、外為法に基づく <u>本人特定事項の確認</u> 並びに <u>犯収法</u> に基づく <u>取引時確認</u> 及び「 <u>疑わしい取引</u> 」の届出が適切に行われる体制整備について具体的に定められているか。 ⑥～⑧ (略)
(7) (略)	(7) (略)
(中略)	(中略)
VIII-4-2-2 法令等遵守（特に重要な事項）	VIII-4-2-2 法令等遵守（特に重要な事項）
本人確認、「 <u>疑わしい取引</u> 」の届出義務及び反社会的勢力との関係遮断に	取引時確認、「 <u>疑わしい取引</u> 」の届出義務及び反社会的勢力との関係遮断に

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>に関する監督手法・対応に関しては、以下の（1）及び（2）によるほか、Ⅲ－3－1に準じるものとする。</p> <p>（1）検査結果、不祥事件等届出書等により、<u>本人確認義務</u>及び「<u>疑わしい取引</u>」の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢又は反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第52条の53に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第52条の55に基づき、業務改善命令等を発するものとする。</p> <p>（2）さらに、<u>本人確認義務</u>及び「<u>疑わしい取引</u>」の届出義務に違反するなど法令に違反し、又は著しく公益を害したと認められる場合には、法第52条の56に基づき、業務停止命令等を発するものとする。また、反社会的勢力との関係を認識しているにもかかわらず適切な対応を行わなかった結果、法令に違反し又は著しく公益を害したと認められる場合も同様とする。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>する監督手法・対応に関しては、以下の（1）及び（2）によるほか、Ⅲ－3－1に準じるものとする。</p> <p>（1）検査結果、不祥事件等届出書等により、<u>取引時確認義務</u>及び「<u>疑わしい取引</u>」の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢又は反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第52条の53に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第52条の55に基づき、業務改善命令等を発するものとする。</p> <p>（2）さらに、<u>取引時確認義務</u>及び「<u>疑わしい取引</u>」の届出義務に違反するなど法令に違反し、又は著しく公益を害したと認められる場合には、法第52条の56に基づき、業務停止命令等を発するものとする。また、反社会的勢力との関係を認識しているにもかかわらず適切な対応を行わなかった結果、法令に違反し又は著しく公益を害したと認められる場合も同様とする。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>